

厚生科学審議会がん登録部会
全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会運営細則

（目的）

第一条 この細則は、厚生科学審議会がん登録部会運営細則（平成二十六年七月三十日がん登録部会決定。以下「細則」という。）第一条に基づき設置される全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、細則第九条の規定により必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の業務）

第二条 委員会は、次の各号に掲げる審議を行うとともに、厚生労働大臣に対して必要な意見を述べるものとする。

- 一 法第十七条第一項の規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報を自ら利用しようとするときの同条第二項の規定に基づく審議
- 二 法第十七条第一項の規定により、厚生労働大臣が同条同項第一号から第三号までに掲げる者に全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第二項の規定に基づく審議
- 三 法第二十一条第一項から第三項までの規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第七項の規定に基づく審議
- 四 その他委員会で審議すべき事項

（委員会の組織等）

第三条 委員会は細則第二条に基づき、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」）により構成する。

- 2 委員長は、第2条の各号に基づく審議のために必要があるときには、適当と認める者を参考人として招致し、意見を求めることができる。

（委員の留意事項）

第四条 委員会委員は、自ら又は自らが所属する機関（例えば所属する機関が大学の場合には所属する学部、研究学科及び又は研究室等を含む。）に関する審議等に参加することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合にあっては、当該委員は、前項に規定する審議等において、説明をすることができる。

（会議等の非公開）

第五条 委員会の会議及び会議資料は、知的財産権及び個人情報の保護等の観点から、原則として非公開とするものとする。ただし、委員長が、会議及び会議資料を公開することに

支障がないと認める場合に限り、これを公開することができる。

- 2 前項ただし書きの場合において、委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第六条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員会委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は、知的財産権及び個人情報の保護等の観点から、原則として非公表とし、議事録はその要旨を公表するものとする。ただし、委員長は、議事録を公表することに支障がないと認める場合は、これを公表することができる。

(議事の特例)

第七条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により委員会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、委員会を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

- 2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する委員会に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第八条 委員会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第九条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。